

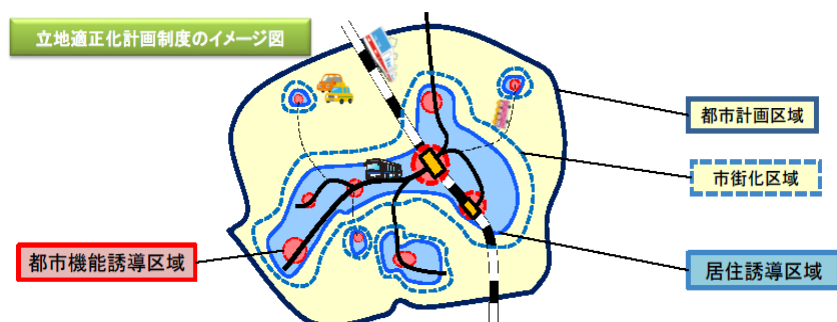
【資料 3】

立地適正化計画のイメージ

第2章「立地適正化計画」

■第1節 立地適正化計画のまちづくり方針

本市は、都市計画マスタープランの地域別構想において設定した4つのゾーンのうち、主に「都市機能ゾーン」における施策の展開に特化し、居住や都市機能の誘導を推進し、持続可能でコンパクトな市街地の形成を目指します。



立地適正化計画とは①

平成26年に制度化されたもので、都市計画法による従来の土地利用計画のみならず、居住機能や福祉・医療・商業・公共交通などの都市機能の誘導により、都市全体を見渡したうえで、コンパクトなまちづくりに向けた取り組みを推進しようとする計画です。

具体的には、居住機能及び都市機能を人口が集中する市街地に誘導する（「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」）ことにより、人口密度の維持を図り、市街地のみならず、市街地を核としたその周辺地域における生活環境も維持していこうとするもので、持続可能なまちづくりを進めるうえで、大きな役割を担うものであります。

2

立地適正化計画とは②

- ・立地適正化計画の区域は、都市全体を見渡すという観点から、都市計画区域内となります。
- ・居住誘導区域と都市機能誘導区域の両方の区域を定める必要があります。

●居住誘導区域

（人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域で、市街化調整区域内に設定することはできず、災害の恐れのある区域についても、原則、設定することはできません。）

●都市機能誘導区域

（医療・福祉・商業・公共交通などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域で、原則、居住誘導区域内に設定する必要があります。）

3